

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 5312 事業名: 商工振興助成事業
 細事業名: _____

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第3章 人・物・情報を高度につなげる
 基本施策: 6 にぎわいの市街地をつくる
 主な施策: (2) 商業

所管部署名
 部局名: 農林商工部
 課名: 商工観光課

科目CD. 1070102 作成日 平成20年10月23日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
商工会法

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要

◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)
 交通網の整備により、近隣の大型店舗へのアクセスが向上し、個人の商店、商店街離れが進んでおり、大型店舗及び市外への消費の流出を防ぎ、商工振興施策に積極的な財政支援を行うことにより市内商店の活性化を図り、市内消費を向上させる。

◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)
 商店街活性化研究等助成金
 商工会青年部活性化事業補助金

◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)
 商工会加盟の商工業者

◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)
 商工振興施策への積極的な財政支援により、魅力ある商店街の研究が実施された。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 商店街活性化研究等助成金					
	② 青年部活性化事業補助金					
	③			精 査 途 中		
	④					
	⑤					
対象指標	① 商工会					
	②			精 査 途 中		
	③					
成果指標	① 商工振興施策の実施回数					
	②			精 査 途 中		
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況
 近隣市町村も同様の取り組みをしている。

決算(予算)額	(千円)	5,507	4,000	3,397	2,000
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	5,507	4,000	3,397
職員従事時間	(人)		0.44		
人件費 ※	(千円)		3,248		
トータルコスト ※	(千円)		7,248		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲 (民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか)
- 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
- 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明: 市全体の商工振興施策のため

- (2) 事業選定の妥当性 (事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか)
- 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明: 商工振興施策そのもの

- (3) 対象の妥当性 (事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか)
- 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明: 南丹市商工会は商工振興を目的としている

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度 (目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明: 商工会の計画にもとづき実施されている

- (5) 施策実現に対する有効度 (総合計画の施策実現に対して有効的な事業か)
- かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明: 消費流出の防止になっている

- (6) 成果向上の余地 (施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか)
- 大きい 小さい 無い

説明: 支援費が縮小されており、難しい

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地 (他の類似事業と統合や連携ができないか)
- 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明: 活性化事業はほかにない

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

世界的な景気低迷の中、市の商工業者からも疲弊しているとの声があがっており、イベント等による一時的な効果はあっても、恒常的な活況はなかなか取り戻せない現状である。

改革案 (いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか)

商工会と連携し、にぎわいを取り戻す取り組みを継続する。

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度 (なぜ早期に実施しなければならなかったか)
- 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
- 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明: 景気が低迷しており、商店街の存続にかかっている

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地 (事業内容、職員労力、仕事の進め方などから)
- 削減の余地あり 削減の余地なし

説明: 特に無駄な事務的コストはない

- (10) 受益者負担の適正 (社会状況等から受益者の負担は適正か)
- 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明: 地域経済全体が対象である

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施 (協働による実施を検討したか)
- 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
- 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明: 商工会が事業主体のため

- (12) 協働事業としての推進の余地 (今後、協働による推進できる余地はないか)
- 余地あり 余地なし

説明: 今後の検討

所 属 長 総 括 評 価

商工会法に定める目的に沿った商工振興を図る上で必要な事業である。にぎわいのある商店街をつくるため、商工業者と行政の連携、主体的な取り組みはもとより、市民の理解と協力がいっそう必要である。

※事務局使用欄

一次評価	要改善 (拡大)	商工会と連携して、市内商店街の活性化を図られることを期待する。
二次評価	要改善 (拡大)	市内商工業振興、市内消費の向上を図るため重要であり、また商工会独自施策についても検討・実施いただき、活性化するよう推進する。